

皇位継承の考え方が記録されている例

年代	天皇	継承の考え方等	主な出来事
6世紀 以前	応神天皇 仁徳天皇	仁徳天皇紀〔日本書紀（720年）〕 《皇位継承の年長者優先》 ・・・兄弟間の継承にあたり兄を優先すべきことが古今の常典であるとし、これにより仁徳天皇は皇位を継承したとされる。	
	継体天皇 ・ 崇峻天皇 ・ 推古天皇 (女性天皇)	継体天皇紀・崇峻天皇紀・推古天皇紀〔日本書紀（720年）〕 《群臣による推挙》 ・・・それぞれの天皇の即位に際し、群臣の協議により定めたとされる。	・592年：蘇我馬子， 崇峻天皇を暗殺 ・593年：聖徳太子， 摂政となる
【 律 令 制 国 家 の 形 成 】			
7世紀	天智天皇	近江令 (皇位継承関係不明)	・645年：大化の改新 ・672年：壬申の乱
	天武天皇 ・ 持統天皇 (女性天皇)	飛鳥浄御原令 (皇位継承関係不明)	・694年：藤原京に遷都
	持統天皇 (女性天皇) 文武天皇	<small>かどのおう</small> 葛野王伝〔懷風藻（751年）〕 《皇位継承の直系原則》 ・・・696年， <small>たけち</small> 高市皇子薨去の後，持統天皇が次の天皇を決めるため会議を開いた際，葛野王は直系継承が正統である旨を発言。これにより持統天皇の孫である文武天皇が即位。	

(7世紀)		<p>文武天皇即位の詔(697年) <small>しよくにほんぎ</small> 〔続日本紀(797年)〕</p> <p>《皇位は皇統に属する者が継承する》 ・ ・ ・天孫降臨の考えに基づき皇位は 代々の天皇の子孫に継承されるべき ものであることを述べる。</p>	
【 律 令 制 国 家 の 成 立 】			
8世紀	元明天皇 (女性天皇)	<small>あらたむまじきつねののり</small> 不改常典(707年, 初出) <small>しよくにほんぎ</small> 〔続日本紀(797年)〕 <p>《「皇位の直系継承原則」との説がある》 ・ ・ ・これと異なる説も有力 (不改常典の内容は不明)</p> <p>(注)・元明天皇即位, 聖武天皇即位, 聖武 天皇譲位の際にそれぞれ発布された <small>みことのり</small> 詔に, 即位の根拠として, 天智天 皇が「不改常典」として定めた法を挙 げている。</p>	・ 701年: 大宝律令施行 ・ 710年: 平城京に遷都
	孝謙天皇 (女性天皇)	養老令(757年施行) <small>けいしりょう</small> ・ 継嗣令第1条 《女性天皇の子を男性天皇と同様, 親王とする》 ・ ・ ・令で女性天皇及び女性天皇の皇 子が存在し得ることを前提に, その 皇子を親王という身分とすることを 認める。 ・ 継嗣令第2条 《嫡出・長系優先主義》 ・ ・ ・三位以上の貴族層の継嗣決定法 を規定。ただし皇位継承にも影響が あると考えられる。 <p>(注)上記の二つの条文については, 大宝令 に同様の規定があった。</p>	

(8世紀)	称徳天皇 (女性天皇)	<p>宇佐八幡神の神託(769年) 〔続日本紀(797年)〕</p> <p>《皇胤による皇位継承》</p> <p>・・・道鏡即位の動きに対して、宇佐八幡神から和気清麻呂が受けた託宣。皇位は皇胤に継承されるべきであることを宣明した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・764年：淳仁天皇廃位 ・765年：道鏡，太政大臣となる ・770年：称徳天皇崩御。道鏡を配流
	桓武天皇	<p>桓武天皇即位の詔(781年) 〔続日本紀(797年)〕</p> <p>《天智天皇が定めた法による即位》</p> <p>・・・以後の即位の詔の模範となる。「不改常典」の語は用いられず、「天智天皇が初め定めた法」により即位せよとの前天皇の仰せを受けて即位するとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・794年：平安京に遷都
9世紀	陽成天皇 光孝天皇	<p>光孝天皇即位の事情(884年) 〔大鏡(1110～1120年頃?)〕</p> <p>《皇胤と雖も姓を賜った後は皇位に即くことはない》</p> <p>・・・陽成天皇の次の天皇として、嵯峨天皇の子で臣籍に降りて約50年を経た源融が即位を希望した際、藤原基経は、皇胤であっても姓を賜った後は皇位継承資格を有しないとし、仁明天皇の皇子が即位した(884年。光孝天皇)。</p> <p>・なお、光孝天皇崩御の直前、光孝天皇の皇子で884年に臣籍に降りた源定省は、基経の推挙により皇族に復帰し、即位した(887年。宇多天皇)。</p> <p>・また、宇多天皇が臣籍にあった3年の間に誕生した維城(後に敦仁)、斉中及び斉世は、宇多天皇の皇族復帰により臣籍から皇族となり、敦仁親王は後に即位し(897年)醍醐天皇となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・858年：藤原良房，摂政となる ・887年：藤原基経，関白となる

<p>1 2 世紀</p>	<p>近衛天皇 後白河 天皇</p>	<p>ふじわらのただちか <small>さんかいき</small> 藤原忠親『山槐記』(1160年の記事) 《父を子より優先する》 ・・・第76代近衛天皇崩御の際、次の天皇の候補として、鳥羽上皇の皇子 <small>まさひと</small> 雅仁親王(後の後白河天皇)は即位に相応しい器ではないと評され、その王子、即ち皇孫が有力であった。しかし現存の父をさしおいてその子が即位した例はないとして、雅仁親王が即位したといわれる(1155年即位)。 ・なお、その後、父が現存しながら、子が即位した例としては、次の例がある。 第86代後堀河天皇(1221年即位) 第102代後花園天皇(1428年即位) 第119代光格天皇(1779年即位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1156年：保元の乱 ・1159年：平治の乱 ・1192年：源頼朝，征夷大將軍となる
<p>1 3 世紀</p>	<p>順徳天皇 ・ 仲恭天皇 ・ 後堀河 天皇</p>	<p>慈円『愚管抄』(1220年か?) 《皇位を継承する者は皇胤に限る》 ・・・皇位は、天皇の血筋の者でなければ継承できないとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1221年：承久の乱
<p>1 4 世紀</p>	<p>後醍醐 天皇</p>	<p>花園上皇 <small>かいたいし</small> 『誠太子書』(1330年) 《徳治主義の考え方》 ・・・花園上皇は、皇太子 <small>ときひと</small> 量仁親王(後の光厳天皇)に書き与えた『誠太子書』において、皇胤一統であり易姓革命の懼れがないという觀念に安住することなく君徳の涵養を説いている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1324年：正中の変 ・1331年：元弘の変 ・1333年：鎌倉幕府滅ぶ ・1334年：建武の中興 ・1336年：南北朝時代始まる
	<p>後村上 天皇</p>	<p>北畠親房『神皇正統記』(1339年) 《皇位の直系継承原則》 ・・・父から子への直系継承が皇位継承のあるべき姿とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1338年：足利尊氏，征夷大將軍となる ・1339年：後醍醐天皇，崩御

15世紀	後土御門天皇	<p>一条兼良『樵談治要』(1480年) 《女性天皇の正統性》</p> <p>・・・一条兼良が將軍足利義尚(母は日野富子)の要請にこたえ、政治に関し意見をまとめた『樵談治要』の中で、女性が政治を行うことにつき、女性天皇の歴史を例に用いて正当化している。</p>	<p>・1467年：応仁の乱。 戦国時代始まる</p>
17世紀	後水尾天皇 明正天皇 (女性天皇)	<p>明正院御受禪諸卿申詞写 (1629年)</p> <p>《後水尾天皇から興子内親王(明正天皇)への譲位》</p> <p>・・・明正天皇への譲位に先立ち、後水尾天皇の生母が、皇男子誕生まで女性が皇位に即くことの是非につき、公卿に相談した際の回答文の写し。</p> <p>・回答文は後水尾天皇が養生のため退位し、皇男子誕生までの間、女性が皇位を継承することは、やむを得ないこととして認めている。又女性天皇の先例もあることに触れている。</p>	<p>・1603年：徳川家康、征夷大將軍となる</p> <p>・1620年：將軍徳川秀忠の娘和子、後水尾天皇の女御となり、1624年に皇后となる</p> <p>・1629年：紫衣事件</p>
18世紀	中御門天皇	<p>新井白石『読史余論』(1712年) 《徳があり正しい者が天命により君主となる》</p> <p>同『折たく柴の記』(1716年) 《皇統継続のためにも皇太子以外の皇子女が出家する慣習は改めるべき》</p> <p>・・・1709年、皇子女は出家せず、皇子は親王とし、皇女は降嫁すべきとする意見書を幕府の徳川家宣に差し出した(閑院宮設立につながる)。</p>	<p>・1710年：幕府が、新井白石の進言に基づき宮家(閑院宮)の設立を奏請</p> <p>【正徳(1711～1715)の治】</p>